

地方独立行政法人市立大津市民病院職員給与規程

平成29年4月1日

規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立大津市民病院職員就業規則(以下「就業規則」という。)第31条に基づき、就業規則第2条第1項に定める職員(嘱託職員及び契約職員を除く。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

2 給料は、就業規則第49条の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。

第3条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲はそれぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 医療職給料表(別表第1)

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

(2) 看護補助職給料表(別表第2)

(3) 事務職給料表(別表第3)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第4)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のもので地方独立行政法人市立大津市民病院職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(以下「初任給、昇格、昇給等に関する規程」という。)第5条で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項に規定する職務の級のいずれかに格付し、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、別に規程で定める。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が定める初任給基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の

初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

- 4 地方独立行政法人市立大津市民病院再雇用規程(以下「再雇用規程」という。)により採用された職員(以下「再雇用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 5 再雇用職員で短時間勤務の職を占めるもの(以下「再雇用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第3条第3項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、地方独立行政法人市立大津市民病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等に関する規程」という。)第5条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(給料の支給方法)

第5条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、その期間につき給料の月額を支給する。

- 2 給料の支給日は、その月の25日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その日の属する月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、前条第1項に規定する月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間等に関する規程第5条及び第9条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算(以下「日割計算」という。)によって計算する。
- 5 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。
 - (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 地方独立行政法人市立大津市民病院職員の育児休業等に関する規程(以下「育児休業等規程」という。)の規定により育児休業を始め、又は育児休業終了により職務に復帰した場合
 - (3) 就業規則第54条の規定による自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

(4) 就業規則第58条第3項の規定による出勤停止にされ、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合

(職員が死亡した場合の給与の支給)

第7条 職員が死亡した場合その者の受けるべき給与は、これを遺族に支給する。

2 前項の遺族に対する給与の支給順位は、次に掲げる順位とし、各号に掲げるもの間においては、各号に掲げる順位とし、理事長が認定する。ただし、第4号に定める者にあつては関係者の指定する者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると理事長が認めた者を含む。)

(2) 職員の死亡当時その収入によって生計を維持しまたは生計を一にしていた次に掲げる者

子、養父母、実父母、養父母の父母、実父母の父母

(3) 前号に該当しない者で次に掲げる者

子、養父母、実父母、孫、養父母の父母、実父母の父母

(4) 兄弟姉妹

(5) 前2号の規定にかかわらず職員が遺言又は理事長に対する予告で当該各号の規定に該当する者のうち、特に指定した者があるときは、その者

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、院長、副院長及び事務局長並びに看護局長及び医療技術局長の職(これに相当する職を含む。)にある職員(以下「部長級職員」という。)に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害を有する者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(次長の職(これに相当する職を含む。)にある職員(以下「次長級職員」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日

以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合(部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事

実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある部長級職員が部長級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある次長級職員が次長級職員及び部長級職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で部長級職員以外のものが部長級職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で次長級職員及び部長級職員以外のものが次長級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(扶養親族の届出)

第10条 前条第1項の規定による届出は、次に掲げる区分に従い、所属長を経て理事長に提出しなければならない。

- (1) 新たに扶養手当の支給を受けようとする場合には、次に掲げる申請書及び証明書
 - ア 扶養親族認定申請書兼家族調書
 - イ 本人及び扶養親族の戸籍謄本又は住民票の写し
 - ウ 重度心身障害者については医師の証明書
- (2) 前条第1項第1号、第2号の規定に該当する事実が生じた場合には、扶養親族異動認定申請書

(扶養親族の認定)

第11条 理事長は、次の各号に掲げる者を扶養親族として認定することができない。

- (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
 - (2) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
 - (3) 心身に著しい障害を有する者の場合は、前2号の規定によるほか、終身労務に服することができない程度でない者
- 2 職員が、他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。
- 3 理事長は、職員から前条の規定により申請書及び証明書の提出があったときは、申請書に記載の扶養親族がこの規定に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定

しなければならない。

- 4 理事長は、前項の認定について必要があるときは、扶養事実を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(地域手当)

第12条 地域手当は、すべての職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。
- 3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第13条 住居手当は、自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(別に理事長が定める職員を除く。)に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 月額13,000円を超え31,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から13,000円を控除した額
- (2) 月額31,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から31,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が12,000円を超えるときは、12,000円)を18,000円に加算した額

(用語の定義)

第14条 第13条、第15条、第16条、第17条、第18条及び第19条における、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 職員の生活の本拠となっている住家をいう。
- (2) 家賃 住宅の使用の対価として支払われる金銭で、次に掲げるものを除いたものをいう。
 - ア 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
 - イ 電気、ガス、水道等の料金
 - ウ 団地内の児童遊園、外燈その他の共同利用施設にかかる負担金、共益費
 - エ 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものにかかる借料

(適用除外職員)

第15条 第13条第1項の別に理事長が定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。ただし、扶養親族(第8条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)の借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている職員については、この限りでない。

- (1) 父母又は配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

者を含む。)の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員

- (2) 住宅を借り受けた者とその借り受けに係る住宅を共同使用している職員
(届出)

第16条 新たに第13条第1項の職員(以下「住居手当被支給職員」という。)たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する次の書類を添付して、所定の住居届により、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当被支給職員は、住居若しくは家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

- (1) 契約書(契約書が作成されていない場合には、契約に関する当該住宅の貸主の証明書)の写し
(2) 領収書の写し
(3) その他契約関係を明らかにする書類
(確認及び決定)

第17条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が住居手当被支給職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による確認をするにあたっては、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。
(家賃の算定の基準)

第18条 第16条の規定による届出に係る職員が食費等をあわせ支払っている場合等における家賃に相当する額の算定は、次の各号に定める基準に従い理事長が行うものとする。

- (1) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額
(2) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
(3) 職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合 自己の居住部分と当該転貸部分との割合等に基づき算定した自己の居住部分にかかる支払額に相当する額

(支給の始期及び終期)

第19条 住居手当の支給は、職員が新たに住居手当被支給職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が当該要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第16条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされ

たときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 第1項に規定する住居手当被支給職員たる要件を具備するに至った日は、職員が借り受けた住宅に居住し、月額3,000円をこえる家賃を支払うこととなった最初の日をいう。

(住居手当の支給要件調査)

第20条 第17条の規定により住居手当被支給職員たる要件を具備するものと決定した職員に対し、所属長は支給要件を継続して具備しているかどうかについて、理事長の命により随時調査を行なわなければならない。

- 2 前項の規定による随時調査を行なうにあたっては、住居手当被支給職員に対し、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。
- 3 第1項及び第2項の規定により随時調査を行なった後、所属長は理事長に対し随時調査の結果報告を行なわなければならない。
- 4 理事長は、前項の結果報告を受け、必要に応じて、住居手当被支給職員の住居手当の月額を改定し、又は停止しなければならない。
- 5 住居手当被支給職員が、理事長が定める期限内に必要な書類を提出しない場合においては、期限日の属する月の翌月から一旦支給を停止する。
- 6 前項の停止後において、必要書類の提出があり、住居手当被支給職員たる要件を引き続き具備するものと決定した場合には、支給停止を解除するとともに、決定した月の翌月から支給を開始する。

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。)又は自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車又は自転車等を使用しな

いで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車又は自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車若しくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる自動車又は自転車等の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 自動車 次に掲げる額の合計額

(ア) 次の表に掲げる自動車の片道の使用距離に応じ、支給単位期間につき、同表に定める額。ただし、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規程で定める職員にあつては、その額から、その額に規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

自動車の片道の使用距離	額
5キロメートル未満	3,900円
5キロメートル以上10キロメートル未満	5,700円
10キロメートル以上14キロメートル未満	8,100円
14キロメートル以上18キロメートル未満	10,500円
18キロメートル以上22キロメートル未満	12,900円
22キロメートル以上26キロメートル未満	15,300円
26キロメートル以上30キロメートル未満	17,700円

30キロメートル以上34キロメートル未満	20,100円
34キロメートル以上38キロメートル未満	22,500円
38キロメートル以上42キロメートル未満	24,400円
42キロメートル以上46キロメートル未満	25,900円
46キロメートル以上50キロメートル未満	27,400円
50キロメートル以上54キロメートル未満	28,900円
54キロメートル以上58キロメートル未満	30,400円
58キロメートル以上62キロメートル未満	31,600円
62キロメートル以上	32,800円

(イ) 次の表に掲げるその通勤のために使用する自動車駐車場の支給単位期間当たりの使用料の額に応じ、支給単位期間につき、同表に定める額

その通勤のために使用する自動車駐車場の使用料(以下この表において「使用料」という。)の額	額
1,000円未満	使用料の額
1,000円以上2,000円未満	1,000円
2,000円以上7,000円未満	使用料の額の2分の1の額
7,000円以上	3,500円

イ 自転車等 次に掲げる額の合計額

(ア) 次の表に掲げる自転車等の片道の使用距離に応じ、支給単位期間につき、同表に定める額。ただし、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規程で定める職員にあっては、その額から、その額に規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

自転車等の片道の使用距離	額
5キロメートル未満	2,500円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,600円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,000円
15キロメートル以上20キロメートル未満	9,400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	11,800円
25キロメートル以上30キロメートル未満	14,200円
30キロメートル以上	16,600円

(イ) 次の表に掲げるその通勤のために使用する自転車等駐車場の支給単位期間

当たりの使用料の額に応じ、支給単位期間につき、同表に定める額

その通勤のために使用する自転車等駐車場の使用料(以下この表において「使用料」という。)の額	額
1,000円未満	使用料の額
1,000円以上2,000円未満	1,000円
2,000円以上3,000円未満	使用料の額の2分の1の額
3,000円以上	1,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車又は自転車等の使用距離等の事情を考慮して規程で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の規程で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規程で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規程で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規程で定める期間(自動車又は自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

(用語の定義)

第22条 前条に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務地との間を往復することをいう。

2 前条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及び自動車又は自転車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の距離の長さによるものとする。

(届出)

第23条 職員は、新たに第21条第1項の職員(以下「通勤手当被支給職員」という。)たる要件を具備するに至った場合には、所定の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。通勤手当被支給職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

2 職員は、通勤手当被支給職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第24条 理事長は、職員から前条第1項の規定により届出があったときは、その届出に係る事実を通勤定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が通勤手当被支給職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。(支給範囲の特例)

第25条 第21条第1項各号に規定する「通勤することが著しく困難である職員」とは、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)別表に定める程度の障害のため、歩行することが困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車若しくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認めるものとする。(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第26条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第27条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第28条 第21条第2項第1号に規定する運賃等相当額は、第3項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等
通用期間が支給単位期間(第21条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等
当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

2 前項第2号に規定する平均1箇月当たりの通勤所要回数は、年間を通じて通勤することになる回数を12で除して得た数とする。この場合において、1回未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、第1項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(併用者の区分及び支給額)

第29条 第21条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第21条第1項第3号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが

著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通勤徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車又は自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車又は自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であっても自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 第21条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。))が第21条第2項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第1号に定める額

(3) 第21条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 同項第2号に定める額

(交通の用具)

第30条 第21条第1項第2号に規定する交通の用具は、自転車及び原動機付自転車その他の原動機付の交通用具(自動車を除く。)とする。ただし、法人の所有に属するものを除く。

(支給日等)

第31条 通勤手当は、支給単位期間(第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第34条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の第5条第2項に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第23条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 第21条第3項で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして第21条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が第21条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合に

において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

第32条 通勤手当の支給は、職員に新たに通勤手当被支給職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が通勤手当被支給職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第23条による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(返納の事由及び額等)

第33条 第21条第4項で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は通勤手当被支給職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において退職若しくは就業規則第17条の規定により休職にされ、育児休業等規程第4条の規定により育児休業をし、就業規則54条に規定する自己啓発等休業をし、又は就業規則第58条第1項第3号の規定により出勤停止にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 交通機関等に係る通勤手当に係る第21条第4項で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第29条第1項第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第21条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場

合にあっては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、理事長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

イ 第31条第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び理事長の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

3 第21条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させるときは、返納に係る通勤手当の額を事由発生月の翌月以降に支給される給与から差し引くことができる。(支給単位期間)

第34条 第21条第5項で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いもの(次項第2号において「最長定期券の期間」という。)に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1箇月2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

ア 退職その他の離職をすること。

イ 育児休業等規程第5条の規定により育児休業をし、就業規則第53条に規定する

自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤地の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のために負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他理事長の定める事由が生ずること。

第35条 支給単位期間は、第32条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において就業規則第17条の規定により休職にされ、育児休業等規程第4条の規定により育児休業をし、就業規則第54条に規定する自己啓発等休業をし、又は就業規則第58条第1項第3号の規定により出勤停止にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(支給できない場合)

第36条 通勤手当被支給職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給することができない。

(事後確認)

第37条 第24条第1項の規定により通勤手当被支給職員たる要件を具備するものと決定した職員に対し、所属長は支給要件を継続して具備しているかどうかについて、理事長の命により随時調査を行なわなければならない。

2 前項の規定による随時調査を行なうにあつては、通勤手当被支給職員に対し、必要に応じ、定期券、回数券、駐車場契約書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

3 第1項及び第2項の規定により随時調査を行なった後、所属長は理事長に対し随時調査の結果報告を行なわなければならない。

4 理事長は、前項の結果報告を受け、必要に応じて、通勤手当被支給職員の通勤手当の月額を改定し、又は停止しなければならない。

5 通勤手当被支給職員が随時調査期限内に必要な書類を提出しない場合においては、期限日の属する月の翌月から一旦支給を停止する。

6 前項の停止後において、必要書類の提出があり、通勤手当被支給職員たる要件を引

き続き具備するものと決定した場合には、支給停止を解除するとともに、決定した月から支給を開始する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第38条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当の月額(地方独立行政法人市立大津市民病院職員特殊勤務手当規程第3条に規定する医師手当に限る。)の合計額に12を乗じ、その額を職員の1年間の勤務時間数として次条で定める数で除して得た額とする。

(職員の1年間の勤務時間数)

第39条 前条の職員の1年間の勤務時間数は、勤務時間等に関する規程第5条第1項の規定により理事長が定める職員の1週間の勤務時間に52を乗じた数から7時間45分に当該年度の勤務時間等に関する規程第9条第1項第2号に規定する祝日法による休日(この日が勤務時間等に関する規程第6条の規定により勤務時間が割り振られた職員の週休日(以下この条において「通常の週休日」という。)である土曜日に当たるときは、この日を除く。)及び勤務時間等に関する規程第9条第1項第3号に規定する年末年始の休日(この日が通常の週休日に当たるときは、この日を除く。)の数を乗じた数(次の各号に掲げる職員にあっては、その数にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た数)を控除して得た数とする。

(1) 育児休業等規程第14条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)育児休業等規程第14条の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間規程第5条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 再雇用短時間職員に規定する短時間勤務の職を占める職員(次号に掲げる職員を除く。)勤務時間規程第5条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(給与の減額)

第40条 職員が勤務しないときは、勤務時間等に関する規程第13条第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間等に関する規程第9条第1項第2号に規定する祝日法による休日(勤務時間等に関する規程第15条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間等に関する規程第9条第1項第3号に規定する年末年始の休日(勤務時間等に関する規程第15条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が育児休業等規程第20条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない場

合には、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 前項に規定する勤務しないことについての承認の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 就業規則第33条第2項の規定により職務に専念する義務を免除した場合 その期間又は時間

(2) 地方独立法人市立大津市民病院安全衛生管理規程(以下「安全衛生管理規程」という。)第10条第1項の規定により療養を命じた場合 その期間

(3) その他理事長の承認を得て定める期間又は時間

4 前項の基準中一定の日数又は週数で示されているものは、その日数及び週数中には勤務を要しない日を含むものとする。

5 第1項、第2項、勤務時間等に関する規程第34条第3項又は地方独立法人市立大津市民病院の修学部分休業に関する規程(以下「修学部分休業規程」という。)第6条の規定に基づき給与を減額する場合においては、給与の減額の基礎となる勤務しない時間数は、その月の全時間数によって計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとする。

6 前項の場合においては、減額すべき給与額を翌月以降の給料から差し引くものとする。

(特殊勤務手当)

第41条 特殊勤務手当については、別に規程で定める。

(時間外勤務手当)

第42条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第47条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等に関する規程第12条の規定により、あらかじめ勤務時間等に関する規程第5条第1項又は第6条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で定める割合を乗じて得た

額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
 - (2) 勤務時間等に関する規程第14条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50
- 5 勤務時間等に関する規程第13条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
 - (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額
 - (2) 勤務時間等に関する規程第12条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(時間外勤務等の時間計算)

第43条 その月の時間外勤務等総時間数は、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の区分ごとに集計した時間とする。

(時間外勤務等の特例)

第44条 職員が業務により出張している場合には、その期間中は原則として正規の勤務時間を勤務したものとみなして、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当は支給しない。ただし、あらかじめ時間外又は深夜に勤務することを命じた場合は、この限りでない。

2 職員が研修を受ける場合には、原則として時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を支給しない。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(時間外勤務手当の支給割合)

第45条 第42条第1項の規定で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 第42条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 第42条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 第42条第2項の規定で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 週休日の振替等(勤務時間規程第14条に規定する週休日の振替等をいう。)により新たに正規の勤務時間が割り振られた日の属する週(以下この項及び次項において「週休日の振替等が行われた週」という。)の正規の勤務時間が38時間45分以下になる場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した正規の勤務時間

(2) 週休日の振替等が行われた週の正規の勤務時間が38時間45分を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分以下の場合 38時間45分から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

3 週休日の振替等が行われた週に第40条第1項に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は第48条第2項の理事長が指定する日(以下この条、次条において「休日等」という。)が属する場合における前項の適用については、同項中「38時間45分」とあるのは、「38時間45分に職員が休日等に勤務を命ぜられ休日勤務手当を支給される時間を加えた時間」とする。

4 第42条第2項の規定で定める割合は、100分の25とする。

(夜間勤務手当)

第46条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第47条 祝日法による休日等(勤務時間規程第5条第1項又は第9条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日

が勤務時間規程第8条第1項第1号の規定に基づく週休日に当たるときは、次条で定める日。)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規定で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(休日勤務手当の支給される日)

第48条 前条前段の規程で定める日は、勤務時間規程第5条第1項又は第6条第1項の規定に基づく週休日に当たる勤務時間規程第9条第1項第2号に規定する祝日法による休日の直後の勤務日(勤務時間規程第6条第1項に規定する勤務日をいう。以下この条において同じ。)(当該勤務日が休日等又は勤務時間規程第13条の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日に当たるときは、当該休日等又は当該時間外勤務代休時間を指定された日の直後の勤務日)とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、他の日とすることについて相当の理由があると認められるときは、その日とする。

2 前条後段の規程で定める日は、国の行事の行われる日で理事長が指定する日とする。

(休日勤務手当の支給割合)

第49条 第47条の規定で定める割合は、100分の135とする。

(時間外勤務等の手続)

第50条 所属長は、職員に対し時間外勤務又は休日勤務(以下「時間外勤務等」という。)を命じた場合において、当該職員が時間外勤務手当又は休日勤務手当の支給の対象者であるときは、時間外勤務等命令カードを作成し、これに押印しなければならない。

2 時間外勤務等については、その勤務が適正に行われたかどうかを所属長又は所属長の指名する職員(以下「所属長等」という。)が確認しなければならない。この場合において、当該確認をした所属長等は、時間外勤務等命令カードに押印しなければならない。

3 所属長は、前項の規定により確認を受けた時間外勤務等命令カードをその月分について翌月3日までに理事長に提出しなければならない。

4 所属長等は、第1項及び第2項の規定による時間外勤務等命令カードの作成及びこれへの押印に代えて、当該時間外勤務等命令カードに係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成を行うことができる。

5 所属長は、前項の規定により時間外勤務等命令カードに係る電磁的記録を作成したときは、第3項の規定による時間外勤務等命令カードの提出を、当該電磁的記録について電子情報処理組織(理事長の使用に係る電子計算機と所属長の使用に係る電子計

算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用することにより、行うことができる。

- 6 前項の規定により行われた時間外勤務等命令カードに係る電磁的記録の提出は、同項の理事長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事長に到達したものとみなす。

(端数計算)

第51条 第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第42条、第46条又は前条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

第52条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、別表第5により宿日直手当を支給する。

(管理職手当)

第53条 管理職手当は、理事長が指定する管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づき支給する。

(支給の範囲及び額)

第54条 前条で指定する職及びその職を占める職員に支給する管理職手当の月額、次表に掲げる職員に適用される給料表及び職務の級の区分に応じ、同表に定める額(育児休業等規程第14条に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業等規程第15条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間規程第5条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

職員に適用される給料表	職	職務の級	支給月額
医療職給料表(1)	院長及び院長代行	5級	200,000円
	副院長	4級	170,000円
	局長及び局長相当職	4級	150,000円
	次長及び次長相当職	4級	135,000円
	診療部長及び診療部長相当職	4級、3級	120,000円
医療職給料表(2)	次長及び次長相当職	7級	96,900円
	薬剤長及び技師長並びに薬剤長及び技師長相当職	6級	79,800円
医療職給料表(3)	次長及び次長相当職	7級	96,900円
	看護師長及び看護師長相当職	6級	79,800円

事務職給料表	局長及び局長相当職	8級	118,400円
	次長及び次長相当職	7級	96,900円
	課長及び課長相当職	6級	79,800円

2 前項の規定にかかわらず、次表に掲げる職員に適用される給料表の区分に応じ、次表に定める職を占める職員のうち、定年退職等の再雇用、定年退職等の短時間再雇用の規定により採用された職員に支給する管理職手当の月額、同表に定める額(短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に勤務時間規程第5条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。

職員に適用される給料表	職	支給月額
医療職給料表(2)	次長及び次長相当職	83,800円
	課長及び課長相当職	65,600円
医療職給料表(3)	次長及び次長相当職	83,800円
	課長及び課長相当職	65,600円
事務職給料表	局長及び局長相当職	108,400円
	次長及び次長相当職	83,800円
	課長及び課長相当職	65,600円

(支給の制限)

第55条 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(就業規則第17条に規定する休職の場合及び業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷。ただし、理事長の承認を得て勤務しなかった場合を除く。)は、管理職手当を支給しない。

(扶養手当等の支給方法)

第56条 扶養手当、地域手当及び住居手当は、給料の支給方法に準じて支給し、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(期末手当)

第57条 期末手当の支給方法等は、別に規程で定める。

(勤勉手当)

第58条 勤勉手当の支給方法等は、別に規程で定める。

(退職者の給与)

第59条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償

法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第17条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第17条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第17条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の50以内を支給することができる。
- 7 休職中の職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項の規定により給与を支給される場合を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 8 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で地方独立行政法人市立大津市民病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「期末手当等に関する規程」という。)第2条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により理事長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

(退職手当)

第60条 退職手当の支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に規程で定める。

(給与の口座振込み)

第61条 給与は、職員の申し出により、その全部を口座振替の方法により支給することができる。

(特定の職員についての適用除外)

第62条 第8条、第9条及び第13条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(給与から控除することができるもの)

第63条 労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項の規定に基づき給与から控除

することができるものは、次に定めるものとする。

- (1) 職員互助会(以下「互助会」という。)の会費
- (2) 互助会の貸付金の償還金
- (3) 互助会の団体取扱いに係る生命保険料及び損害保険料
- (4) 滋賀県市町村職員共済組合の貯金及び貸付に係る償還金
- (5) 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づく預入金
- (6) 職員相互間の親睦の会の会費
- (7) 職員団体の団体費
- (8) 大津市民病院院内保育所の使用料
- (9) 大津市民病院職員駐車場の賃借料

附 則(平成29年4月1日規程第37号)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(基本給の切替え及び経過措置)

第2条 平成29年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に大津市一般職の職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)を適用されていた職員が引き続き地方独立行政法人市立大津市民病院職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた旧条例の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、附則別表第2の切替前の号給(以下「旧号給」という。)欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた旧号給に対応する同表の切替後の新号給とする。

3 前2項により定められた切替日の給料月額(以下「新給料月額」という。)が、切替日前日の旧号給の給料月額(以下「旧給料月額」という。)以上でない場合は、切替日前日の旧給料月額を切替日における新給料月額として平成32年3月31日までの間支給する。ただし、附則次条に規定する職員は、同項に規定する経過措置は適用しないものとする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

第3条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第4条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第8条1項ただし書及び第9

条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(次長の職(これに相当する職を含む。))にある職員(以下「次長級職員」という。))にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、同条第2項中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))とあるのは「扶養親族」と、「なった日、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」

とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

第5条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第8条1項ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(次長の職(これに相当する職を含む。))にある職員(以下「次長級職員」という。))にあつては、3,500円」とあるのは、「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))とあるのは「扶養親族」と、「なった日、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係

るものがないときはその職員が部長級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

第6条 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第8条1項ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「次長の職(これに)」とあるのは「部長又は次長の職(これらに)」と、「次長級職員」とあるのは「部次長級職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(部長級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「次長級職員が次長級職員及び部長級職員」とあるのは「部次長級職員が部次長級職員」と、同項第6号中「次長級職員及び部長級職員」とあるのは「部次長級職員」と、「が次長級職員」とあるのは「が部次長級職員」とする。

(委任)

第7条 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(基本給の切替え及び経過措置)

第2条 平成30年4月1日の前日にケアセンターおおつに勤務する事務職給料表を適用されていた介護職員は、看護補助職での勤務に関する同意書に基づき看護補助給料表への給料表の切替えを行う。

2 前号の給料表の切替えに係る経過措置については、平成31年3月31日までの間、給料月額、その差額に、100分の50を乗じて得た額を給料として支給する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年1月24日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第3条及び別表第1から別表第3までの規定は、この規定の施行日から引き続き給与規程の適用を受ける職員について平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなし、令和2年2月の給与支給日に差額を支給する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当の改定及び経過措置)

第2条 令和2年3月31日において自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払い住居手当を支給されていた職員であって第13条の改定に伴い、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、その支給差額から2,000円を減じた額を支給する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

区分	職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
----	-----	------	----	----	----	----	----

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再雇用職員以外の職員	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500
	8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
	9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
	10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
	11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
	12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
	14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200
	15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
	16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
	17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
	18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400
	19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400
	20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400
	21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400
	22	323,800	397,200	450,300	515,700	
	23	327,300	399,700	452,600	517,600	
	24	330,600	401,800	454,900	519,500	
	25	334,100	403,800	456,900	521,200	
	26	336,800	406,100	459,200	523,000	
	27	339,400	408,300	461,400	524,800	
	28	342,000	410,600	463,700	526,600	

29	344,800	412,900	465,800	528,200	
30	346,700	415,000	468,100	530,000	
31	348,900	417,000	470,400	531,800	
32	351,300	419,100	472,600	533,600	
33	353,500	421,000	474,600	535,200	
34	355,800	422,800	476,700	537,000	
35	357,900	424,600	478,800	538,700	
36	360,200	426,600	480,900	540,500	
37	362,400	428,500	483,000	542,100	
38	364,800	430,500	484,800	543,700	
39	367,000	432,400	486,600	545,100	
40	369,000	434,400	488,400	546,700	
41	371,300	436,200	490,100	548,200	
42	372,500	438,000	491,900	549,600	
43	373,900	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300	
45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500	
49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	

59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		

	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再雇用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600

10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300

40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600		

70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			

	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再雇用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000

5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700

35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	

65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			

95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				

125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						

	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再雇用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師に適用する。

別表第2(第3条関係)

看護補助職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円
	1	132,300	183,600
	2	133,200	185,100
	3	134,200	186,600
	4	135,100	188,000

5	136,100	189,200
6	137,100	190,700
7	138,100	192,100
8	139,100	193,400
9	139,900	194,800
10	140,900	195,800
11	141,900	197,100
12	143,000	198,200
13	143,800	199,400
14	144,800	200,500
15	145,800	201,600
16	146,800	202,700
17	147,900	203,600
18	149,200	204,700
19	150,400	205,700
20	151,600	206,700
21	152,700	207,600
22	153,900	208,700
23	155,100	209,800
24	156,300	210,800
25	157,400	211,700
26	158,900	212,600
27	160,400	213,300
28	161,900	214,200
29	163,300	215,100
30	164,700	216,300
31	166,200	217,300
32	167,700	218,200
33	169,100	218,800
34	170,900	220,000

	35	172,700	221,100
	36	174,500	222,300
	37	176,200	222,800
	38	177,900	223,900
	39	179,600	225,100
	40	181,300	226,100
	41		226,900
	42		228,100
	43		229,100
	44		230,200
	45		231,300
	46		232,200
	47		233,300
	48		234,300
	49		235,300
	50		236,300
	51		237,300
	52		238,300
	53		239,400
	54		240,400
	55		241,100
	56		241,800
再雇用職員		150,300	212,000

備考 この表は、看護補助職の職員に適用する。

別表第3(第3条関係)

事務職給料表

職員 の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	150,600	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	151,700	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	152,800	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	153,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	154,900	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	156,300	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	157,600	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	158,900	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	160,100	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	161,600	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	163,100	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	164,700	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	165,900	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	167,400	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	168,900	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	170,400	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	171,700	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	174,400	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	177,000	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	179,600	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	182,200	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	183,900	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	185,500	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	187,200	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	188,700	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	

26	183,900	190,400	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	192,200	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	193,900	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	195,500	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	197,300	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	199,100	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	200,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33		202,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34		204,200	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35		206,000	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36		207,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37		209,400	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38		211,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39		213,000	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40		214,800	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41		216,200	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42		218,000	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43		219,700	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44		221,500	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45		223,200	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46		224,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47		226,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48		228,100	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49		229,500	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50		231,200	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51		232,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52		234,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53		235,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54		236,900			376,800	401,700	442,600	
55		238,300			377,500	402,000	443,000	

56		239,500			378,200	402,300	443,300	
57		240,700			378,700	402,600	443,600	
58		241,900			379,300	402,900	444,000	
59		242,900			379,900	403,200	444,300	
60		244,100			380,600	403,500	444,600	
61		245,400			381,000	403,800	444,900	
62		246,400			381,700	404,100		
63		247,600			382,300	404,400		
64		248,900			382,900	404,700		
65		249,800			383,300	405,000		
66		251,100			383,900	405,300		
67		252,300			384,500	405,600		
68		253,600			385,100	405,900		
69		255,000			385,500	406,100		
70		256,400			386,000	406,400		
71		257,600			386,500	406,700		
72		258,800			387,100	407,000		
73		260,000			387,400	407,200		
74		261,200			387,800	407,500		
75		262,500			388,200	407,800		
76		263,600			388,600	408,000		
77		264,700			388,900	408,200		
78		265,800			389,200	408,500		
79		267,100			389,500	408,800		
80		268,400			389,800	409,000		
81					390,000	409,200		
82					390,300	409,500		
83					390,600	409,800		
84					390,800	410,000		
85					391,000	410,200		

	86					391,300			
	87					391,600			
	88					391,800			
	89					392,000			
	90					392,300			
	91					392,600			
	92					392,800			
	93					393,000			
再雇用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第4(第3条関係)

級別標準職務表

1 医療職給料表級別標準職務表

ア 医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	医員の職務
2級	医長の職務
3級	診療部長の職務
4級	副院長、局長及び次長の職務
5級	院長及び院長代行の職務

イ 医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	技師(理事長が定めるものに限る。)の職務
2級	技師の職務
3級	主任の職務
4級	主査の職務
5級	副薬剤長及び副技師長の職務
6級	薬剤長及び技師長の職務

7級	次長の職務
----	-------

ウ 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	技師(理事長が定めるものに限る。)の職務
2級	技師の職務
3級	主任の職務
4級	主査の職務
5級	副看護師長の職務
6級	看護師長の職務
7級	次長の職務

2 看護補助職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	補助員(理事長が定めるものに限る。)の職務
2級	補助員の職務

3 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事(理事長が定めるものに限る。)の職務
2級	主事の職務
3級	主任の職務
4級	主査の職務
5級	課長補佐の職務
6級	課長の職務
7級	次長の職務
8級	事務局長、看護局長、医療技術局長の職務

別表第5(第50条関係)

職員	支給額(1回につき)
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	20,000円
医療職給料表(2)の適用を受ける職員	7,200円

医療職給料表(3)の適用を受ける職員	
事務職給料表の適用を受ける職員	

備考

- 1 宿日直勤務時間が5時間未満である場合の支給額は、その勤務1回につき、それぞれ上表の額の2分の1の額とする。
- 2 医療職給料表(1)及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員が、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)の期間中に宿日直勤務を命ぜられた場合の支給額は、その勤務1回につき、それぞれ上表の額に5,000円(前項に該当する場合は、2,500円)を加算した額とする。

附則別表第1(附則第2条第1項関係)

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
給料表	職務の級	給料表	職務の級
医療職給料表(1)	1級	医療職給料表(1)	1級
	2級		2級
	3級		3級
	4級		3級
医療職給料表(2)	1級	医療職給料表(2)	1級
	2級		2級
	3級		2級
	4級		3級
	5級		3級
	6級		5級
	7級		6級
医療職給料表(2)	7級	行政職給料表	8級
行政職給料表	1級	医療職給料表	1級

料表	2級	料表(3)	2級
	3級		3級
	3級		4級
	4級		5級
	5級		6級
	6級		6級
	7級		7級
	8級		
行政職給料表	1級	事務職給料表	1級
	2級		2級
	3級		2級
	4級		3級
	5級		3級
	6級		4級
	7級		5級
	8級		6級
	9級		7級
			8級

附則別表第2(附則第2条第2項関係)

(1)医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務の級	職務	職務の級	職務	職務の級	職務	職務の級	職務
2級	副医長	1級	副医長	3級	医長	2級	医長
号給		号給		号給		号給	
1		25		1		21	
2		26		2		22	
3		27		3		23	

4		28		4		24	
5		29		5		25	
6		30		6		26	
7		31		7		27	
8		32		8		28	
9		33		9		29	
10		34		10		30	
11		35		11		31	
12		36		12		32	
13		37		13		33	
14		38		14		34	
15		39		15		35	
16		40		16		36	
17		41		17		37	
18		42		18		38	
19		43		19		39	
20		44		20		40	
21		45		21		41	
22		46		22		42	
23		47		23		43	
24		48		24		44	
25		49		25		45	
26		50		26		46	
27		51		27		47	
28		52		28		48	
29		53		29		49	
30		54		30		50	
31		55		31		51	
				32		52	
				33		53	

				34		54	
				35		55	

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
4級	医長	3級	医長	4級	院長	5級	院長
号給		号給		号給		号給	
1		33		1			
2		34		2			
3		35		3			
4		36		4			
5		37		5			
6		38		6			
7		39		7			
8		40		8			
9		41		9			
10		42		10			
11		43		11			
12		44		12			
13		45		13			
14		46		14			
15		47		15			
16		48		16			
17		49		17			
18		50		18			
19		51		19			
20		52		20			
21		53		21			
22	54	22					

23		55		23			
24		56		24			
25		57		25			
26		58		26			
27		59		27			
28		60		28			
29		61		29			
30		62		30			
31		63		31			
32		64		32			
33		65		33			
34		66		34			
35		67		35			
36		68		36			
37		69		37			
38		70		38			
39		71		39			
40		72		40			
41		73		41			
42		74		42			
43		75		43			
44		76		44			
45		77		45			
46		78		46			
47		79		47			
48		80		48			
49		81		49			
50		82		50			
51		83		51			
52		84		52			

53		85		53			
54		86		54		1	
55		87		55		2	
56		88		56		3	
57		89		57		4	
58				58		5	
59				59		6	
				60		7	
				61		8	
				62		9	
				63		10	
				64		11	
				65		12	

備考 各級の新号給の最高号給を超える号給数は、最高号給とする。

イ 医療職給料表(2)

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
3級	技師	2級	技師	4級	主任	3級	主任
号給		号給		号給		号給	
1		17		1		9	
2		18		2		10	
3		19		3		11	
4		20		4		12	
5		21		5		13	
6		22		6		14	
7		23		7		15	
8		24		8		16	
9		25		9		17	
10	26	10	18				

11		27		11		19	
12		28		12		20	
13		29		13		21	
14		30		14		22	
15		31		15		23	
16		32		16		24	
17		33		17		25	
18		34		18		26	
19		35		19		27	
20		36		20		28	
21		37		21		29	
22		38		22		30	
				23		31	
				24		32	
				25		33	
				26		34	
				27		35	
				28		36	
				29		37	
				30		38	
				31		39	
				32		40	
				33		41	
				34		42	
				35		43	
				36		44	
				37		45	
				38		46	
				39		47	
				40		48	

				41		49	
				42		50	
				43		51	
				44		52	

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
6級	副薬剤 長、副技 師長	5級	副薬剤 長、副技 師長	7級	技師長、 副所長	6級	技師長、副 所長
号給		号給		号給		号給	
1		44		1		34	
2		45		2		35	
3		46		3		36	
4		47		4		37	
5		48		5		38	
6		49		6		39	
7		50		7		40	
8		51		8		41	
9		52		9		42	
10		53		10		43	
11		54		11		44	
12		55		12		45	
13		56		13		46	
14		57		14		47	
15		58		15		48	
16		59		16		49	
17		60		17		50	
18		61		18		51	
19		62		19		52	
20	63	20	53				

21		64		21		54	
22		65		22		55	
23		66		23		56	
24		67		24		57	
25		68		25		58	
26		69		26		59	
27		70		27		60	
28		71		28		61	
29		72					
30		73					
31		74					
32		75					
33		76					
34		77					
35		78					
36		79					
37		80					
38		81					
39		82					
40		83					
41		84					
42		85					
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							

51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							

備考 各級の新号給の最高号給を超える号給数は、最高号給とする。

ウ 医療職給料表(3)

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
1級	技師	1級	技師	2級	技師	2級	技師
号給		号給		号給		号給	
1				1			
2				2			
3				3			
4				4			
5				5			
6				6			
7				7			
8				8			
9				1			
10				2			
11				3			
12				4			
13				5			
14				6			
15				7			
16		8					

17		9		17		1	
18		10		18		2	
19		11		19		3	
20		12		20		4	
21		13		21		5	
22		14		22		6	
23		15		23		7	
24		16		24		8	
25		17		25		9	
26		18		26		10	
27		19		27		11	
28		20		28		12	
29		21		29		13	
30		22		30		14	
31		23		31		15	
32		24		32		16	
33		25		33		17	
34		26		34		18	
35		27		35		19	
36		28		36		20	
37		29		37		21	
38		30		38		22	
39		31		39		23	
40		32		40		24	
41		33		41		25	
42		34		42		26	
43		35		43		27	
44		36		44		28	
45		37		45		29	
46		38		46		30	

47		39		47		31	
48		40		48		32	
49		41		49		33	
50		42		50		34	
51		43		51		35	
52		44		52		36	
53		45		53		37	
54		46		54		38	
55		47		55		39	
56		48		56		40	
57		49		57		41	
58		50		58		42	
59		51		59		43	
60		52		60		44	
61		53		61		45	
62		54		62		46	
63		55		63		47	
64		56		64		48	
65		57		65		49	
66		58		66		50	
67		59		67		51	
68		60		68		52	
69		61		69		53	
70		62		70		54	
71		63		71		55	
72		64		72		56	
73		65		73		57	
74		66		74		58	
75		67		75		59	
76		68		76		60	

77		69		77		61	
78		70		78		62	
79		71		79		63	
80		72		80		64	
81		73		81		65	
82		74		82		66	
83		75		83		67	
84		76		84		68	
85		77		85		69	
				86		70	
				87		71	
				88		72	
				89		73	
				90		74	
				91		75	
				92		76	
				93		77	
				94		78	
				95		79	
				96		80	
				97		81	
				98		82	
				99		83	
				100		84	
				101		85	
				102		86	
				103		87	
				104		88	
				105		89	
				106		90	

				107		91	
				108		92	
				109		93	
				110		94	
				111		95	
				112		96	
				113		97	
				114		98	
				115		99	
				116		100	
				117		101	
				118		102	
				119		103	
				120		104	
				121		105	
				122		106	
				123		107	
				124		108	
				125		109	

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
3級	技師	2級	技師	3級	主任	3級	主任
号給		号給		号給		号給	
1		58		1		5	
2		59		2		6	
3		60		3		7	
4		61		4		8	
5	62	5	9				

6		63		6		10	
7		64		7		11	
8		65		8		12	
9		66		9		13	
10		67		10		14	
11		68		11		15	
12		69		12		16	
13		70		13		17	
14		71		14		18	
15		72		15		19	
16		73		16		20	
17		74		17		21	
18		75		18		22	
19		76		19		23	
20		77		20		24	
21		78		21		25	
22		79		22		26	
23		80		23		27	
24		81		24		28	
25		82		25		29	
26		83		26		30	
27		84		27		31	
28		85		28		32	
29		86		29		33	
30		87		30		34	
31		88		31		35	
32		89		32		36	
33		90		33		37	
34		91		34		38	
35		92		35		39	

36		93		36		40	
37		94		37		41	
38		95		38		42	
39		96		39		43	
40		97		40		44	
41		98		41		45	
42		99		42		46	
43		100		43		47	
44		101		44		48	
45		102		45		49	
46		103		46		50	
47		104		47		51	
48		105		48		52	
49		106		49		53	
50		107		50		54	
51		108		51		55	
52		109		52		56	
53		110		53		57	
54		111		54		58	
55		112		55		59	
56		113		56		60	
57		114		57		61	
58		115		58		62	
59		116		59		63	
60		117		60		64	
61		118		61		65	
62		119		62		66	
63		120		63		67	
64		121		64		68	
65		122		65		69	

66	123	66	70
67	124	67	71
68	125	68	72
69	126	69	73
70	127	70	74
71	128	71	75
72	129	72	76
73	130	73	77
74	131	74	78
75	132	75	79
76	133	76	80
77	134	77	81
78	135	78	82
79	136	79	83
80	137	80	84
81	138	81	85
82	139	82	86
83	140	83	87
84	141	84	88
85	142	85	89
86	143	86	90
87	144	87	91
88	145	88	92
89	146	89	93
90	147	90	94
91	148	91	95
92	149	92	96
93	150	93	97
94	151	94	98
95	152	95	99

96		153		96		100	
97				97		101	
98				98		102	
99				99		103	
100				100		104	
101				101		105	
102				102		106	
				103		107	
				104		108	
				105		109	
				106		110	
				107		111	
				108		112	
				109		113	
				110		114	
				111		115	
				112		116	
				113		117	

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
4級	主査	4級	主査	5級	主幹	5級	主幹
号給		号給		号給		号給	
1		9		1		1	
2		10		2		2	
3		11		3		3	
4		12		4		4	
5	13	5	5				

6		14		6		6	
7		15		7		7	
8		16		8		8	
9		17		9		9	
10		18		10		10	
11		19		11		11	
12		20		12		12	
13		21		13		13	
14		22		14		14	
15		23		15		15	
16		24		16		16	
17		25		17		17	
18		26		18		18	
19		27		19		19	
20		28		20		20	
21		29		21		21	
22		30		22		22	
23		31		23		23	
24		32		24		24	
25		33		25		25	
26		34		26		26	
27		35		27		27	
28		36		28		28	
29		37		29		29	
30		38		30		30	
31		39		31		31	
32		40		32		32	
33		41		33		33	
34		42		34		34	
35		43		35		35	

36		44		36		36	
37		45		37		37	
38		46		38		38	
39		47		39		39	
40		48		40		40	
41		49		41		41	
42		50		42		42	
43		51		43		43	
44		52		44		44	
45		53		45		45	
46		54		46		46	
47		55		47		47	
48		56		48		48	
49		57		49		49	
50		58		50		50	
51		59		51		51	
52		60		52		52	
53		61		53		53	
54		62		54		54	
55		63		55		55	
56		64		56		56	
57		65		57		57	
58		66		58		58	
59		67		59		59	
60		68		60		60	
61		69		61		61	
62		70		62		62	
63		71		63		63	
64		72		64		64	
65		73		65		65	

66		74		66		66	
67		75		67		67	
68		76		68		68	
69		77		69		69	
70		78		70		70	
71		79		71		71	
72		80		72		72	
73		81		73		73	
74		82		74		74	
75		83		75		75	
76		84		76		76	
77		85		77		77	
78		86		78		78	
79		87		79		79	
80		88		80		80	
81		89		81		81	
82		90		82		82	
83		91		83		83	
84		92		84		84	
85		93		85		85	
86		94		86		86	
87		95		87		87	
88		96		88		88	
89		97		89		89	
90		98		90		90	
91		99		91		91	
92		100		92		92	
93		101		93		93	

切替前の級号給	切替後の級号給	切替前の級号給	切替後の級号給
---------	---------	---------	---------

職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
6級	課長 補佐	5級	課長 補佐	6級	課長 補佐	6級	課長
号給		号給		号給		号給	
1		20		1			
2		21		2			
3		22		3			
4		23		4			
5		24		5			
6		25		6			
7		26		7			
8		27		8			
9		28		9		1	
10		29		10		2	
11		30		11		3	
12		31		12		4	
13		32		13		5	
14		33		14		6	
15		34		15		7	
16		35		16		8	
17		36		17		9	
18		37		18		10	
19		38		19		11	
20		39		20		12	
21		40		21		13	
22		41		22		14	
23		42		23		15	
24		43		24		16	
25		44		25		17	
26	45	26	18				

27		46		27		19	
28		47		28		20	
29		48		29		21	
30		49		30		22	
31		50		31		23	
32		51		32		24	
33		52		33		25	
34		53		34		26	
35		54		35		27	
36		55		36		28	
37		56		37		29	
38		57		38		30	
39		58		39		31	
40		59		40		32	
41		60		41		33	
42		61		42		34	
43		62		43		35	
44		63		44		36	
45		64		45		37	
46		65		46		38	
47		66		47		39	
48		67		48		40	
49		68		49		41	
50		69		50		42	
51		70		51		43	
52		71		52		44	
53		72		53		45	
54		73		54		46	
55		74		55		47	
56		75		56		48	

57		76		57		49	
58		77		58		50	
59		78		59		51	
60		79		60		52	
61		80		61		53	
62		81		62		54	
63		82		63		55	
64		83		64		56	
65		84		65		57	
66		85		66		58	
67		86		67		59	
68		87		68		60	
69		88		69		61	
70		89		70		62	
71		90		71		63	
72		91		72		64	
73		92		73		65	
74		93		74		66	
				75		67	
				76		68	
				77		69	
				78			
				79			
				80			
				81			
				82			
				83			
				84			
				85			

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
7級	課長	6級	課長	8級	次長	7級	次長
号給		号給		号給		号給	
1		22		1		12	
2		23		2		13	
3		24		3		14	
4		25		4		15	
5		26		5		16	
6		27		6		17	
7		28		7		18	
8		29		8		19	
9		30		9		20	
10		31		10		21	
11		32		11		22	
12		33		12		23	
13		34		13		24	
14		35		14		25	
15		36		15		26	
16		37		16		27	
17		38		17		28	
18		39		18		29	
19		40		19		30	
20		41		20		31	
21		42		21		32	
22		43		22		33	
23		44		23		34	
24		45		24		35	
25	46						

26		47					
27		48					
28		49					
29		50					
30		51					
31		52					
32		53					

備考 各級の新号給の最高号給を超える号給数は、最高号給とする。

(2)事務職給料表

切替前の級号給		切替後の級号給		切替前の級号給		切替後の級号給	
職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務	職務 の級	職務
7級	次長	8級	局長	9級	部長	8級	局長
号給		号給		号給		号給	
1				1		37	
2				2	38		
3				3	39		
4				4		40	
5				5		41	
6				6		42	
7				7		43	
8				8		44	
9				9		45	
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							

17		1					
18		2					
19		3					
20		4					
21		5					
22		6					
23		7					
24		8					
25		9					
26		10					
27		11					
28		12					
29		13					
30		14					
31		15					
32		16					

備考 各級の新号給の最高号給を超える号給数は、最高号給とする。